

西知多医療厚生組合ごみ処理施設整備基本計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 ごみ処理施設の建設に向けて、東海市及び知多市におけるごみ処理の広域化による新施設の整備に必要な基本的事項を整理し、ごみ処理施設整備基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に必要な検討を行うため、西知多医療厚生組合ごみ処理施設整備基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本計画に関する検討
- (2) 前号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 東海市及び知多市の副市長から選任された副管理者
- (2) 総務部長の職にある者
- (3) 東海市及び知多市の環境経済部長の職にある者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。委員長は、委員の互選とする。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱した日から平成30年3月31日までとする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部ごみ処理施設建設課において行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。